

令和元年5月14日現在

機関番号：35307

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04580

研究課題名（和文）高等学校で障害のある生徒が学習に参加できる合理的配慮提供に関する諸条件の探求

研究課題名（英文）Research about reasonable accommodation for student with disabilities in high school.

研究代表者

岡田 信吾（Okada, Shingo）

就実大学・教育学部・教授

研究者番号：80645276

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：高等学校の合理的配慮に関する教職員と生徒の意識調査を行った。その結果、生徒は自分の実態にかかわらず自分にとって合理的配慮の提供をして欲しいとは考えていなかった。一方、友達が配慮を受けることについては、配慮の必要な生徒は配慮を必要としない生徒と比較して否定的な感情を示した。次に、学校の入試難易度との関連では、入試難易度の高い高等学校ほどICT利用を含む個別の支援に前向きである一方、入試難易度の低い高等学校ほどいわゆるユニバーサルな支援の提供に前向きであった。なお、合理的配慮とは障害のある者がいない者と同等に活動参加するための条件のことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

生徒は自分自身への合理的配慮提供に否定的な感情を示した。このことは、合理的配慮が自己権利保障として意識付いていないことが原因であると考えられる。そのため、合理的配慮の提供においては、本人の必要感の表明によって配慮が提供される経験が、義務教育段階が必要である。また、高等学校の入試難易度によって教師が必要だと考える支援のあり方に違いがあることから、それぞれの学校の実態に応じた合理的配慮提供のあり方を検討する必要があることが示された。

研究成果の概要（英文）：We analyzed the issue of teachers and students feelings about reasonable accommodation in high school. As a result, students did not need to provide reasonable accommodation their actual situation. On the other hand, students who needed support had a negative feelings towards providing reasonable accommodation to their friends compared with students who did not need support. Next, in relation to the entrance examination difficulty level of the school, school with higher entrance examination degree is more positive feelings for individual support including use of ICT, while school with lower entrance examination degree is positive feelings for providing universal support.

研究分野：特別支援教育

キーワード：高等学校 合理的配慮

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

2014年、障害者の権利に関する条約に我が国は批准した。条約批准にあたっては国内法の整備に時間がかかったとされている。教育に関しては、第24条に説明されており、同第2項において教育における合理的配慮の提供が求められている。合理的配慮の提供について国内法としてまとめられたものが、障害を理由とする差別の解消に関する法律である。この法において、公立学校は障害のある者に対し、合理的配慮の提供義務があることが明記された。このような状況の中、特別支援教育総合研究所においては、「合理的配慮」実践事例データベースが設けられ、研究開始当初46件の事例が提供されていた。これらの事例のうち小学校におけるものが31件で最も多く、中学校が5件、高等学校が3件、特別支援学校が6件となっており中学校・高等学校における事例の蓄積が少なかった。

これまで特別支援教育が取り入れられる過程においても同様な傾向はあった。例えば、特別支援教育の体制整備の中で、個別の指導計画/個別の教育支援計画の実施率は、2013年においても、小学校(91.2%/72.0%)、中学校(86.1%/70.3%)、高等学校(27.7%/23.9%)であった。(文部科学省 2014)。小学校と中学校、高等学校との制度的な大きな違いは、学級担任制か教科担任制かという点と、入学時の選抜の有無という点との2点である。これらの状況から、研究代表者らは、教科担任制であることに注目し高等学校における教師の担当教科による生徒の実態把握の違いと学校の課程別の教師が指導上気になる生徒の把握状況について検討してきた。その結果、わずかなサンプルの中において、教師の担当教科による実態把握状況の違いと課程別の違いがあることに気づきをもった。

以上が研究開始当初の背景であった。

### <引用文献>

障害者の権利に関する条約， 外務省， 2014.

障害を理由とする差別の解消に関する法律 内閣府， 2013年.

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、研究代表者が確認してきた高等学校の教師の担当教科による生徒の実態把握の違いと学校の課程別の教師が指導上気になる生徒の把握状況の調査対象を拡大するとともに、高等学校において合理的配慮の提供を促進する要因を明らかにすることとした。

### 3. 研究の方法

主な研究の方法は次の通りである。

ア 文献研究(特別支援教育や障害者権利条約、海外における合理的配慮の提供状況に関するもの)

イ 国内の学校や教育委員会等における取り組み、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース等からの実践事例の収集

### ウ 実地調査

高等学校に準ずる教育課程を有しながら手厚い支援が行われていると考えられる東京都のエンカレッジスクール等と文科省などの特別支援教育に関する研究指定校となった一般の高等学校の授業を見学し支援の実態を観察する。

### エ 質問紙調査

実地調査対象校における自由記述式の合理的配慮に関わる質問紙調査

合理的配慮受け入れに関する教師と生徒の意識調査

合理的配慮提供の実施可能性に関する教師の担当教科と学校の入試偏差値に関する調査

オ 関連諸学会(日本特殊教育学会、日本特別教育ニーズ学会、LD学会)における発表と情報収集。

### 4. 研究成果

ア 実地調査による学校見学における知見

実地調査を行った高等学校では、校長が強いリーダーシップを発揮し、学校の役割を明確に定めた学校運営がなされていた。その方針の下、学校生活における学習規律・生活規律の設定と指導の徹底がなされていた。ある学校では、校門付近に「学校のルールは社会のルール」と明記され、社会生活の中で必要となるマナーやルールの設定がされ、ホームルームなどの時間を利用して担任が細かくフィードバックを与えていた。学習においては、多くの学校で整理整頓等に注目した学習規律の設定が行われていた。それを実現するように、ファイル整理の時間を確保するなどといった授業運営も行われていた。また、教育課程においても、学校設定科目として学び直しの時間が設定され、教科書選定においても生徒が学習における満足が感じられるよう配慮した選定がなされていた。さらに、授業においても生徒を受け身としない学習の工夫がなされると同時にICTの活用も行われていた。エンカレッジスクール等と一般の高等学

校との差異については、質問紙による調査にその違いが色濃く表れたため、そちらに示す。

## イ 質問紙調査から得られた知見

### 自由記述式質問資料差からの知見

図1は自由記述式の質問紙調査の結果を対応分析によって2次元グラフに示したものである。この結果から、エンカレッジスクール等においては個別の配慮と授業参加を促し、一般の高等学校においては授業中の指示や説明の工夫がなされていたことが明らかになった。教科に注目した分析では、明確な違いが示されず、学校の種別による違いが大きいと考えられた。そのため、エンカレッジスクール等での実践が一般の高等学校の実践に直結することは難しいと考えた。

### 合理的配慮受け入れに関する教師と生徒の意識調査から得られた知見

合理的配慮の受け入れに関する教師と生徒との受け入れに関する比較から次の様な知見が得られた。生徒は、自分に合理的配慮が提供される場合、「教師の関わりと学習活動の免除」と「延長・代替措置」の2因子構造を示した。これへの該当状況と、その必要性について検討したところ、それぞれに有意差は示されなかった。次に、友達が合理的配慮の提供を受ける場合には、「時間延長と代替」、「関わりでの免除」、「教師の関わりでの免除」の3因子構造が示された。この因子得点と自分の合理的配慮の必要性への該当状況との関連を確認したところ、「時間延長と代替」、「関わりでの免除」を受ける場合において有意差が示され、「時間延長と代替」に関しては、合理的配慮を必要としない者よりも合理的配慮を必要としている者に不公平感が強いことが示された。これらのことから、生徒自身の必要性とその要求に基づく合理的配慮提供が行われることが重要であると考えた。現在、義務教育段階においては、合理的配慮が教師や親からの一方的に提供される配慮となっており、本人が要求を示し提供される形となるケースは少ない。また、その効果測定も十分には行われていない。そのため、配慮がうまく機能しない場合があり、本人にとっても配慮によって学習参加が容易となったという実感が少ないケースが少なくないと考えた。合理的配慮の考え方自体にも、本人からの必要によって提供されることが示されており、児童生徒本人が自分にとって必要な配慮を認識し、配慮を得るためにどうすれば良いか身につけていることは極めて重要な論点である。これらの観点から、今回の調査対象は高等学校であったが、義務教育段階での合理的配慮提供のあり方に、改善の必要があることが示された。

教師と生徒との比較では、生徒は友達への合理的配慮の提供に関して教師と比較して有意に寛容であった。なお、この調査では教師からの回答が少数であったため因子分析は実施しなかった。

### 合理的配慮提供の実施可能性に関する教師の担当教科と学校の入試偏差値に関する調査

合理的配慮提供の実施可能性に関する教師の担当教科と学校の入試偏差値に関する調査では合理的配慮の提供にあたって、「従来から行われているいいない指導」と「PCを含む代替的な記述方法の取り入れ」の2因子構造が示された。この2因子の因子得点と学校の入試偏差値及び教師の担当教科との関連を検討し、その結果を図2、図3に示した。合理的配慮の実施可能性については、入試偏差値との関連が強く示された。すなわち、「従来から行われているいいない指導」については入試偏差値の低い高等学校ほどその実施可能性が高く、「PCを含む代替的な記述方法の取り入れ」については、入試偏差値の高い高等学校ほどその実施可能性が高かった。また、教師の担当教科との関連については、社会と数学で「PCを含む代替的な記述方法の取り入れ」について有意差があった。

高等学校は入学試験があるために、学校によって在籍する生徒の実態は異なっていることが改めて示された。そのため、すべての高等学校で一律の合理的配慮のあり様を示すことは難しく、それぞれの学校にあった合理的配慮提供のあり方を考えることが必要であることが示された。

## ウ 今後の課題

今回調査対象としたのは高等学校であったが、自己権利保障の観点から義務教育段階でどのような指導が行われているのか明らかにする必要があることが示された。調査の結果から、児童生徒の必要と要求によって提供されることが望ましいことは示されたが、具体的な実践のあり方については未解明となった。また高等学校においては学校の実態によって合理的配慮のあり方が異なることが示された。これまでの研究では、課題集中校での実践が多いが、個に特化した支援の

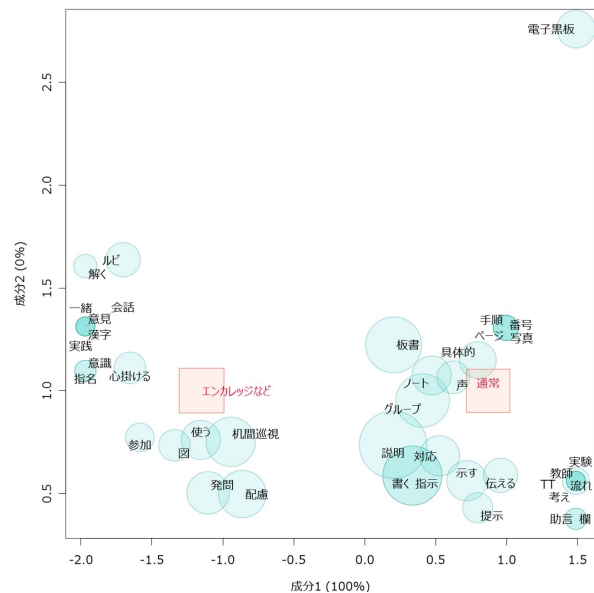
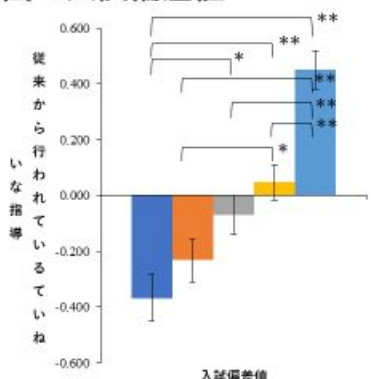


図1 自由記述式の回答の学校種の対応分析結果

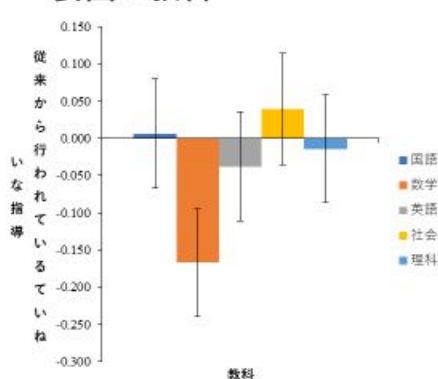
あり方については、入試偏差値の高いいわゆる進学校での実践が今後のモデルケースとなるのではないかと考えた。また、教科との関連について、今回示すことができなかった。その理由としては、質問紙の記載が一般的な内容であったためであると考えている。そのため、それぞれの教科に専門性のある者との共同研究による一層の調査が必要であることが明らかとなった。

要因：入試偏差値



$F(4,744)=18.993, p=.00$

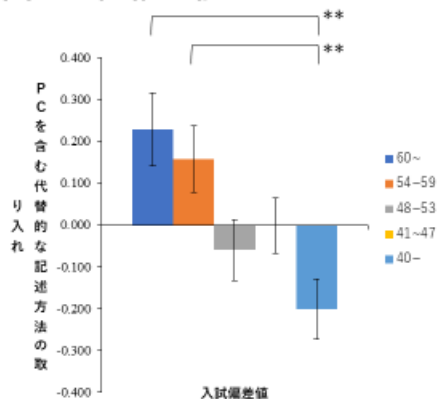
要因：教科



$F(4,744)=1.181, p=.318$

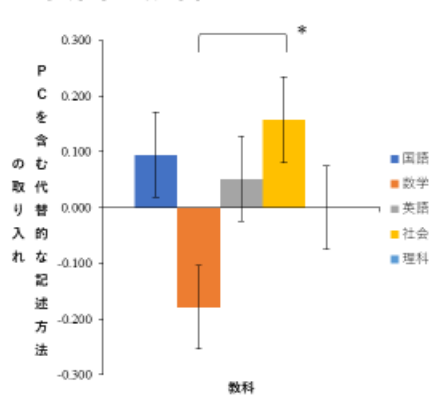
図 2 従来から行われているいねいな指導と学校の入試偏差値・教師の担当教科との分散分析結果

要因：入試偏差値



$F(4,744)=4.792, p=.00$

要因：教科



$F(4,744)=2.830, p=.02$

図 3 P Cを含む代替的な記述方法の取り入れと学校の入試偏差値・教師の担当教科との分散分析結果

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

一般の高等学校とエンカレッジスクール等との学習における配慮の実態比較, 2018年, 就実大学大学院教育学研究科紀要 Vol.3 11-21

〔学会発表〕(計 3 件)

高等学校の授業における支援の実態 - エンカレッジスクール等と一般の高等学校との比較, 2016年9月, 第54回特殊教育学会

A 高等学校における合理的配慮提供に対する教員・生徒の受け止めの比較, 2017年10月, 日本特別ニーズ教育学会第23回研究大会

全国の高等学校における授業中の配慮に関する実態調査, 2018年11月, 日本特別ニーズ教育学会第24回研究大会

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

研究代表者氏名：岡田 信吾

ローマ字氏名：OKADA, Shingo

所属研究機関名：就実大学

部局名：教育学部教育心理学科

職名：教授

研究者番号(8桁)：80645276

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。